

裁判長  
認印



調書 (決定)

事件の表示	[Redacted]
決定日	平成26年1月17日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	千葉勝美 小貫芳信 鬼丸かおる 山本庸庸幸
当事者等	申立人 国谷 垣 禎 一 同代表者 法務大臣 谷 都 築 政 則 ほか 同指定代理人 方 [Redacted] 相手 関 戸 勉 ほか 同訴訟代理人 弁護士
原判決の表示	東京高等裁判所平成23年(行コ)第298号(平成24年9月19日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成26年1月17日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 梶 浦 克 之 (印)



これは正本である。

平成 26 年 1 月 17 日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 梶 浦 克 之

